

輪島市景観計画の変更（案）について

令和7年12月

変更の趣旨

令和6年能登半島地震や奥能登豪雨による被害からの復興・再建を進めるにあたり、輪島らしいまちなみを残すため景観保全を強化する一方で、復興の妨げにならないよう基準を見直し、景観計画の変更を行うものです。

主な変更内容

章	項目	主な変更内容
第1章 景観計画区域	2. 良好な景観形成に関する方針	・地震や豪雨災害について追記
	4. 類型別景観形成方針	・地震や豪雨災害を踏まえた課題等を追記 ・写真を一部差替え
第2章 行為の制限に関する事項	1. 行為の制限に関する区域区分の考え方	・特別地域に <u>国道249号輪島バイパスの未指定区間等</u> を追加 ・輪島景観重点地区に「 <u>⑦本町周辺地区</u> 」「 <u>⑧黒島地区</u> 」を追加
	2. 行為の制限に関する事項	【景観計画区域】 ・基準を一部変更（地震を踏まえた表現の見直し、追加等） 【景観形成重要地域】 ・基準を一部変更（洋上風力の眺望景観への配慮、建具の色彩等） 【特別地域】 ・基準を一部変更（色彩基準を県の基準と整合） 【輪島景観重点地区】 ①馬場崎・駅前地区：基準を一部変更 ②鳳至上町地区：区域を縮小、基準を一部変更 ③總持寺周辺地区：区域を縮小、基準を一部変更 ④まんなか地区：基準を一部変更 ⑤間垣の里地区：変更なし ⑥長山地区：基準を一部変更 ⑦本町周辺地区：基準を設定 ⑧黒島地区：基準を設定（輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の許可基準と同じ）
第6章 景観形成の推進体制	2. 景観形成の推進体制	・当初計画の策定後の状況を踏まえて更新、追記